

平成 年度 市民税 給与支払報告書 に係る給与所得者異動届出書
 県民税 特別徴収

処理	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度
事項	

登米市長様 年 月 日提出	給与 支 払 者 (特別徴収義務者)	名 称 (氏 名)	〒 -)			特別徴収義務者 指 定 番 号 この届出書に应答される方 (担当者)		
		所 在 地					課 係	
							氏名 TEL() - 内	
給与 所得者	個人 番号	フリガナ 氏名	新姓	異動年月日	年 月 日	異動の事由	未徴収税額の徴収方法	
給与の支払を受けなくなった後の住所	(〒 -)	生年月日	T・S・H 年 月 日	⑦ 年 税 額	① 徴 収 済 額	② (⑦-①) 未徴収税額	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. ()	(1) 特別徴収継続 下のBも記入してください (2) 一括徴収 左下のAも記入してください (3) 普通徴収 左下のCも記入してください
				円	円	円		

A 一括徴収の場合記入してください

B 特別徴収継続の場合記入してください

一括徴収の理由	1. 異動が12月31日以前で、申出があったため 2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の希望がないため		
異動者印	徴収予定年月日	徴 収 予 定 額	徴収予定額計
印	・	円	円
	・	円	円

徴収税額は 月分
で納入します。
(月 日納期限分)

新しい勤務先の名称	(特別徴収義務者指定番号)
所在地	(TEL() - 内)

C 普通徴収の場合記入してください

一括徴収できない場合、次のいずれかに○印をしてください。

- 異動が12月31日以前で、一括徴収の希望がないため
- 5月31日までに支払うべき給与又は退職手当の額が未徴収税額以下であるため
- 死亡による退職であるため

新しい勤務先へは月割額 円を 月分から徴収するよう連絡済みです。

1月1日から退職時までの給与支払額	円	同じく控除社会保険料額	円
-------------------	---	-------------	---

◎12月31日までの退職者の未徴収税額は、なるべく一括徴収の方法で納入して下さるようお願いいたします。

◎1月1日から4月30日までの間に退職する者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

注 意 1. 「個人番号」の欄に、特別徴収税額通知書(個人別表)に記載されている個人番号を記入してください。
 2. 退職時までの給与支払額と社会保険料額も記入してください。
 ※ 用紙が足りない場合はコピーをしてご使用ください。

備 考 欄	※登米市記入欄	AD	
		通	
		納	
		EX	